

議員活動資料

平成 15 年 5 月 22 日

ごっちゃんの論理はいただけない

須坂市議会議員 佐藤壽三郎

昨日、臨時県会は、知事が再度提出した教育委員の人事案件で、須坂市の団体職員前島彰良氏を、賛成 17、反対 39、の反対多数（退席 1）で否決した。反対の主なる理由は、自殺の原因をめぐって前島氏が須坂市を訴えていることから、「市町村教育委員会との関係などを総合的に判断し、県の教育委員に就くことには問題がある」とするが、この理由はごっちゃんの論理と言うべきでないか。

仮に、前島氏が裁判を起していないとし、そして教育委員に選ばれ、その任期中に司法に救済を訴える事案が生じた場合に、否決した議員の論理からすれば、この場合も前島氏は教育委員を即時辞してから訴えを起さねばならないこととなる。

こんな理論を容認すれば、きっと、県議も若し何らかの事由により自分の権利が侵され、司法によって名誉を救済すべく訴える場合に、議員という立場が何かしらの関係で抵触するからと判断され、議員を辞さなければならない論理となる。これでは何もしない、何も出来ない萎縮した世の中になってしまう。

憲法第 32 条は国民に裁判を受ける権利を保障している。前島氏が司法に救済を求める権利を行使したからとして、心無い県民や県議の評価は、前島氏が何か悪いことでもしたかの如き評価は可笑しい。司法に最後の救済を求めた彼の心情を思いやる時、最愛の息子を失ってしまった親として、儚さや空しさ、口惜しさを抱くは親として当然である。息子がかく生きそして死を選ばざるを得なかった証しを、親として解き明かそうとする行為を誰が誇ることができよう。寧ろ温かく見守るべきではないか。

真の民主主義国家を達成する手立ての法治主義が霞んだような気がする。せめてもの救いは、前島氏の地元、須高地域選出の永井議員が賛成に投じられたことである。今回の審議は、県議のリーガルマインドが問われたものであり、法的思考が出来ないで、単に地域のボスの肩書きで県議になる時代は去ったことを証明したといえる。人権感覚をもっと政治家は研ぎ澄まさねば、後世の県民に嗤われることとなる。